平成２３年（フ）第３２４号
千葉県八街市八街ろ111番地666
債務者　三戸真知子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３２９号
千葉県佐倉市上志津756番地31
債務者　浪花　一洋
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３３号
千葉県四街道市みそら２丁目28番３号
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４８号
静岡県周智郡森町向天方795番地
債務者　太田　英男
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第２３６２号
愛知県小牧市光ケ丘４丁目25番地１
債務者　末廣美智子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３９５号
愛知県春日井市玉野台１丁目20番地６
債務者　入野奈津子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４１２号
名古屋市中川区清船町３丁目１番地の１　県営清船南住宅１棟609号
債務者　豊田　　守
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９４号
愛知県西尾市吉良町木田祐言75番地　市営木田住宅12号
債務者　牧　　知行
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
兵庫県高砂市曽根町2265番地の１
債務者　池澤　裕文
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２６８号
岡山県倉敷市上富井595番地24
債務者　青木　美保（旧姓久戸瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２２３６号
札幌市東区北49条東13丁目４番10号、申立時の住所札幌市東区北17条東17丁目３番10―310号
債務者　中山　雄一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３７号
札幌市東区北49条東13丁目４番10号、申立時の住所札幌市東区北17条東17丁目３番10―310号
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３２１号
札幌市白石区川下１条６丁目２番５―208号
債務者　今泉　優子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５０４号
北海道千歳市新富３丁目３番14―108号、住民票上の住所北海道千歳市文京１丁目１番地の４
債務者　長根　雄介
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５２３号
札幌市厚別区厚別北１条４丁目１番２―406号
債務者　村上　利恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８６号
札幌市中央区南13条西11丁目１番20―103号
債務者　蝦名　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３４号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番45―213号
債務者　福沢　里香
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部